

分収造林事業等プロポーザル審査要領

分収造林事業等におけるプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「分収造林事業等プロポーザル実施要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 「分収造林事業等プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別紙「分収造林事業等プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)のとおりとする。

3 審査委員会

- (1) 審査委員会は、参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、審査票により審査・評定を行う。
- (2) 審査委員会は、提案者に対してヒアリングによる説明を求める。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) 審査については、原則として委員個別の採点とする。審査にあたり必要があると認めるときは、委員の合議による採点とする。

なお、個別採点では各委員の採点の平均値を評価点とし、合議採点では委員相互の討議により審査項目ごとに1つの評価点を決定する。

- (4) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を取りまとめ、候補者を決定する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成27年 7月21日から施行する。
- 2 この要領は平成27年 9月26日から施行する。
- 3 この要領は平成28年 5月25日から施行する。
- 4 この要領は平成28年11月28日から施行する。
- 5 この要領は令和 3年 4月 1日から施行する。
- 6 この要領は令和 4年 3月24日から施行する。
- 7 この要領は令和 4年 7月25日から施行する。
- 8 この要領は令和 4年 8月30日から施行する。

別紙

分収造林事業等プロポーザル審査基準

(1) 審査基準

○審査項目については下表の審査項目ごとに5段階評価とし、採点表に記入する。

○審査点は、次のとおりとする。

「優れている」=5点、「やや優れている」=4点、「普通」=3点、

「やや劣っている」=2点、「劣っている」=1点

	審査項目	審査内容	評価点	換算値	配点の上限
企画提案 事項 (20点)	土場	・事業内容に適した山土場、中間土場が提案されているか。	5	×2.0	10点
	造材数量	・収益性の上がる造材数量が提案されているか。	5	×2.0	10点
アピール 事項 (80点)	木材販売 収益	・木材販売収益の向上につながる提案がされているか。	5	×6.0	30点
	事業費 縮減	・事業費の縮減につながる提案がされているか。	5	×6.0	30点
	事業効率	・安全性や林地保全を図りつつ、事業の効率化につながる提案がされているか。	5	×4.0	20点
	合 計				100点

(2) 順位の決定方法

ア 評価項目毎の評価点に換算値を乗じて採点し、総評価点が最高点の提案者を採用する。ただし、総評価点が概ね60点以上とする。

イ 最高点が複数存在する場合は、審査会において審議の上決定する。

ウ 提案者が1者の場合でもこの基準に従って評価する。